平成２７年（フ）第３０号
青森市富田４丁目11番１号
債務者　浅瀬石　猛
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３号
青森県むつ市田名部町５番12号
債務者　太田　　学
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目19番27号　グリーンパレス秦野Ｂ102号
債務者　佐伯　憲一
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６４号
名古屋市中村区稲西町90番地　さわやかの家稲西内、住民票上の住所名古屋市中村区靖国町２丁目31番地の２
債務者　日比野進治郎
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６号
東京都立川市富士見町１丁目１番２―409号
債務者　山本美千代
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８６号
静岡県浜松市西区篠原町1058番地の１　サンエイトシノハラ103、前住所愛知県新城市矢部字ユツリハ９番地１
債務者　河合　宣利
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
静岡県袋井市新池3252番地、前住所静岡県焼津市吉永2039番地の１
債務者　田中けい子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
静岡県浜松市西区入野町16406番地の１　ラ・フォンテーヌ203、申立時の住所静岡県浜松市南区楊子町1100番地の１　アーバンライフ楊子405号
債務者　徳井　正美
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
静岡県浜松市中区領家２丁目21番９号　テラスハウス杉浦Ｃ―１
債務者　徳井　和江
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
静岡県浜松市浜北区八幡493番地の24
債務者　相曾　紀裕
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
静岡県浜松市浜北区八幡493番地の24
債務者　相曾　豊子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７２４号
大阪市東住吉区北田辺１―８―33　イーストコーストヴィラ301号、住民票上の住所大阪府松原市天美南５丁目１番20―506号
債務者　新谷　享子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１９号
大阪府八尾市南本町４丁目７番３―302号、前住所大阪府八尾市高美町１丁目５番10―501号
債務者　中山　沙紀
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６号
栃木県足利市堀込町1003番地12　県営堀里住宅333
債務者　古泉　真一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部